



山口労基発0512第3号
令和2年5月12日

山口県経営者協会会長 殿

山口労働局労働基準部長



新型コロナウイルス感染症の拡大防止のための電子申請の一層の普及
及び促進について（ご依頼）

日頃より、労働基準行政の推進に格別のご支援とご協力を賜っておりますことに、厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症については、その拡大範囲が全国に及び、4月7日に7都府県に対して新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言が出され、4月16日には全ての都道府県に拡大されました。

これに伴い、爆発的な感染の拡大を防ぐために、可能な限りの外出自粛等が求められており、テレワークの活用など職場においても感染拡大防止に向けた取組が求められています。

このような中、従来より、労働基準法や最低賃金法に定められた手続きのために、多くの使用者の方々に労働基準監督署の窓口にお越し頂いていたことから、今般、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、電子申請を利用した届出等を積極的に勧めることといたしました。

つきましては、本取組の趣旨をご理解の上、別添リーフレットを貴会のホームページに掲載いただくなどにより、会員事業場に広く周知を行っていただきますよう、特段のご配意をお願い申し上げます。

山口労働局労働基準部 監督課
担当 専門監督官 徳重 宏之
電話 083-995-0370
FAX 083-995-0376